

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月9日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市田辺ボケ谷における人身事故に係る損害賠償の額の決定

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月2日

京田辺市長 上 村 崇

### 記

市は、令和7年2月12日に発生した京田辺市田辺ボケ谷に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

#### 1 損害賠償の額

1, 100, 298円

#### 2 損害賠償の相手方

市内在住者

#### 3 事故の概要

令和7年2月12日午後1時5分頃、京田辺市田辺ボケ谷地内の甘南備園リサイクル施設において、ごみを投入ホッパーに運ぶため、ホイールローダー車両を後進させたところ、停車していたダンプに接触し、乗車していた者に怪我を負わせたもの。